

議 事 録

第 3 4 回 多 久 市 農 業 委 員 会 定 例 会

1 日 時 令和 8 年 4 月 2 日 (木) 16:00~17:00

2 場 所 第三委員会室

3 出席委員

1 番	野方 信良	2 番	百崎 善夫
		4 番	永渕 晴彦
5 番	北島 繁安	6 番	陣内 敬
7 番	平山 一信	8 番	白仁田 和幸
9 番	山田 俊哉	10 番	曲渕 啓子
11 番	釘崎 正弘	12 番	田中 英行

4 欠席委員

3 番 北島 正章

5 議事日程

- ・第 101 号議案 農地法第 3 条による許可申請について
- ・第 102 号議案 農地法第 5 条による許可申請について
- ・第 103 号議案 多久市農用地利用集積等促進計画 (案) について

6 事務局

局 長 松本 徳一郎
次 長 藤瀬 英樹
主 任 木村 祐子
主 事 溝口 亮太

(議長) 永渕会長

議事録署名委員の指名

5番 北島委員、6番 陣内委員を指名

第101号議案、農地法第3条による許可申請について(局長 朗読と説明)

質疑応答

(農業委員) 申請番号1番について

申請地が互いに離れているが、3つとも空き家に付随する農地なのか

(事務局)

厳密に言うと、空き家に付随する農地は1筆。残り2筆は同時に所有権移転するというだけ。

(農業委員) 申請番号1番について

申請地①は畑とあるが、田ではないのか

(事務局)

畑で間違いはない 会長も確認済み

議決

第101号議案 農地法第3条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

第102号議案、農地法第4条による許可申請について

(局長 朗読と説明)

(地区担当委員 補足説明)

質疑応答

(農業委員) 申請地と申請者宅について

転用先が駐車場となっているが、申請者宅は申請地の隣か

(事務局)

隣ではない 申請者宅に大型車が入らないため、駐車できるように申請されている

議決

第102号議案 農地法第4条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、本委員会で許可相当の意見を付して、県に進達することに決定いたしました。

第103号議案 多久市農用地利用集積事業計画(案)について

申請番号4番および5番、10番、19番および20番につきましては、A委員、B委員、C委員が利用権を設定する者となっている事案ですので、農業委員会法第31条、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席となります。

(A委員及びB委員退席、C委員欠席)

第103号議案の申請番号4番および5番、10番、19番および20番について(局長 朗読と説明)

申請番号4番および5番、10番、19番および20番について質疑応答(特になし)

第103号議案のうち、4番および5番、10番、19番および20番について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

(A委員、B委員着席)

申請番号4番および5番、10番、19番および20番以外の説明(局長 朗読と説明)

質疑応答

(農業委員) 申出人の表記について
相続人代表と記入されているものはどういう意味なのか

(事務局)
相続登記がされていない農地という意味

(農業委員) 所有者不明農地の契約について
所有者の所在が不明であるような農地について契約を結ぶ方法はあるか

(事務局)
ある
公告を行い、公社と契約を行う方法。ただし使用貸借での契約はできない。地域の相場で賃借料を法務局に供託しなければならない。

第103号議案申請番号4番および5番、10番、19番および20番以外について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

議事終了

報告事項

- ・農地の賃貸借契約解約届について
- ・あっせん申出書について

次回定例会について

令和 8年 5月 7日 (木) 9:00～ 第三委員会室